

船舶事故調査報告書

平成23年9月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成23年4月11日 23時40分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀漁港第29号護岸 南知多町日間賀港第12号防波堤西灯台から真方位165° 150m付近 （概位 北緯34° 42.4′ 東経136° 59.9′）
事故調査の経過	平成23年5月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第拾弐榮壽丸、499トン 134361、有限会社栄寿丸 63.97m (Lr) × 13.20m × 7.25m、鋼 ディーゼル機関、735.5kW、平成6年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和47年12月1日 免状交付年月日 平成21年10月14日 免状有効期間満了日 平成27年5月15日
死傷者等	なし
損傷	本船 船首船底凹損、左舷船尾船側フェアリーダ―損傷及び付近外板凹損 防波堤等 波消しブロック破損、防波堤西端角の破損
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、愛知県師崎水道に向け、日間賀港第12号防波堤西灯台の北北西約0.55海里付近で船長が自動操舵から手動操舵に切り替え、速力約10ノット（kn）で南南東進していた。 本船は、単独で椅子に座って操船に当たっていた船長がいつしか居眠りに陥り、平成23年4月11日23時40分ごろ、船首部が日間賀漁港第29号護岸（以下「29号護岸」という。）の波消しブロックに衝突した。 船長は、衝撃を感じて目覚め、離岸のために後進したとき、船尾部が日間賀漁港第13号防波堤（以下「13号防波堤」という。）西端に衝突した。 本船は、自力航行して愛知県衣浦港に再入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約15m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 北へ約0.5kn
その他の事項	本船は、居眠り防止装置の電源を切っていた。 船長は、持病があり、ふだん、薬を朝と昼に服用し、夜には服用していなかったが、本事故当日の夜は持病の症状が出て息苦しかったため、薬を

	<p>服用した。この薬には、眠気を誘う副作用があることが記載されており、船長はそのことを知っていた。</p> <p>船長は、本事故当日、07時から本船部品の調達のために横浜まで往復していたが、睡眠不足を感じていなかった。</p> <p>29号護岸と13号防波堤の距離は、約150mであった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、日間賀漁港北北西方沖を手動操舵により南南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、29号護岸の波消しブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠作用のある薬を服用したことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、居眠り防止装置の電源を切っていたことから、同装置が作動せず、居眠りを続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、離岸のために後進したとき、後方の確認が適切でなかったことから、本船が13号防波堤に衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、日間賀漁港北北西方沖を手動操舵により南南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、29号護岸の波消しブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠作用のある薬を服用したことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、居眠り防止装置の電源を切っていたことから、同装置が作動せず、居眠りを続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、離岸のために後進したとき、後方の確認が適切でなかったことから、本船が13号防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、日間賀漁港北北西方沖を手動操舵により南南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、29号護岸の波消しブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠作用のある薬を服用したことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、居眠り防止装置の電源を切っていたことから、同装置が作動せず、居眠りを続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、離岸のために後進したとき、後方の確認が適切でなかったことから、本船が13号防波堤に衝突したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、日間賀漁港北北西方沖を手動操舵により南南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、29号護岸の波消しブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当直中は居眠り防止装置を作動させておくこと。 								